

1. **議題案名**：

非軍事原則と海上保安機関への船艇支援について

2. **議題の背景**：

2023年度第3回ODA政策協議会において「フィリピンへの大型巡視船供与と非軍事原則」について協議を行ったところ、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」フェーズ1および2で供与した巡視船の一部には供与後にフィリピン側が機銃を搭載したことが確認されました。そして外務省からは「機銃のスペックの具体的なところにつきましては、どうしてもやはり相手国政府との関係がございまして、こちらに関して詳細をお伝えすることは残念ながらできない」との見解が示されました。

軍事目的の禁止という意味で、具体的にどの程度の装備であれば日本側が容認するのかという点については、外務省から「各国の海上法執行機関が保有する装備実態等を踏まえて、法執行活動と言われるものの能力強化という目的に矛盾しない範囲」<sup>2</sup>との返答がありましたが、具体的な基準は示されませんでした。

他方、2024年6月に実施された開発協力適正会議においては、「軍関係者がかかわった事業の報告」の資料で、インドネシアに供与した巡視船について、引き渡し後にインドネシア側が「銃座付きの30mmの機関砲を自己予算にて搭載する予定である」<sup>3</sup>と明記されています。そして、どの程度の装備が妥当かについて外務省の菅原国際協力局政策課長(当時)は「例えば12.7mmの機銃ですとか、ここにあるような30mmのものというのは、すべからく、大体、海上法執行の一つの道具として使っているものと認定しています。他方で、すごく大きいもの、具体的に言いますと、76mmとか、それ以上のものは、我々が調べている範囲の中で、基本、軍のもの(アセット)につけられているほうと理解しています」<sup>4</sup>と説明しています。ODA政策協議会よりも、開発協力適正会議においてより具体的な説明が行われています。

また、同適正会議では松本委員から、インドネシア巡視船の機関砲搭載を資料に掲載したことに関して「装備についてここに載せたのは、新たに軍や軍関係の関与が認められたからではなく、あくまでこの機関砲の設置があったがために報告いただけたのか」<sup>5</sup>との質問があり、菅原政策課長(当時)からは「そもそも軍ではないのだけれども、今回、こういった銃の話が出てきたから(報告したのか)ということろは確かにそうだと思います。我々、この事後報告の案件は、いわゆる非軍事原則との関係で引っかかるかどうかということ割と広めにやはりアンテナを広げて、これは御報告す

<sup>1</sup> 2024年3月28日 2023年度第3回ODA政策協議会 議事録 50ページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100682978.pdf>

<sup>2</sup> 同上。

<sup>3</sup> 2024年6月25日 第75回開発協力適正会議 軍関係者がかかわった事業の報告 1ページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100690074.pdf>

<sup>4</sup> 2024年6月25日 第75回開発協力適正会議 議事録 9ページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100708296.pdf>

<sup>5</sup> 2024年6月25日 第75回開発協力適正会議 議事録 6ページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100708296.pdf>

べきだと思ふものについて行っておりました、今回もそのようにさせていただいたということが回答になるかと思ひます」<sup>6</sup>との返答がありました。

非軍事原則の遵守に関するモニタリングという観点から、供与した資機材への武器の搭載の有無が開示され、また、その具体的な基準が示されることは重要です。上記の開発協力適正会議で機銃のスペックが示され、またその妥当性について外務省の基準が示されたことは、大変に意味のあることだと考えています。

一方で、供与後の巡視船に機銃や機関砲が搭載されたので開発協力適正会議に報告をした、との外務省の説明については、果たしてインドネシアのケース以外でそのような報告がなされてきたのかどうか疑問を感ずるところです。

前述のように、2023年度第3回ODA政策協議会では、フィリピンに支援した巡視船について引き渡し後に銃器の搭載があったことが明らかにされましたが、開発協力適正会議の記録を見る限り、それが適正会議で報告された事実は確認できませんでした。

いわゆる非軍事原則は、2023年度の開発協力大綱改定において堅持された最重要原則のひとつです。従って、この原則がODAの実施段階において守られているかを丁寧にモニタリングすることはODA政策協議会の役割としても極めて重要だと考えます。その立場からこの議題を提案し、以下を質問させていただきます。

3. **外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば):**

これまでODAで各国の軍・海上保安機関等に対して支援した巡視船、警備艇等の船艇について、引き渡し後に銃器等の武器を搭載した全ての事例について一覧の形で開示をお願いいたします。その際、銃器等のスペック(口径など)も開示をお願いします。

4. **議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):**

(1) 軍事目的での利用の禁止を徹底するため、少なくとも、開発協力適正会議で年に1回(原則4月)に行っている「軍関係者がかかわった事業の報告」において、軍関係者の関与があったか否かに関わらず、対象となる1年間に行われた供与資機材への銃器等の搭載とその具体的内容について報告されるべきではないでしょうか。そこでの情報公開を元に、ODA政策協議会でさらに発展した議論を行うことも可能になります。

(2) 2月20日に行われた外務省と議題提案者との事前打ち合わせでは、「3. 外務省への事前質問」への回答の中で、引き渡し後に銃器等の武器が搭載された(または搭載される)事例は、フィリピン巡視船、インドネシア巡視船、ジブチ巡視艇であるとの説明がありました。それに対して、これまで各国の海上保安機関等に支援した船艇をすべて調べたのかどうかを質問したところ、網羅的な調査をしたわけではなく、一義的には相手国が武器を搭載する際には相談がくることになっている、との返答でした。非軍事原則の重要性に鑑み、「相手国からの相談」に頼るのみで

<sup>6</sup> 2024年6月25日 第75回開発協力適正会議 議事録9ページ  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100708296.pdf>

はなく年1回など定期的に武器の搭載をはじめ船艇の使用状況をモニタリングする必要があるのではないのでしょうか。

- (3) 引き渡し後の巡視船等に相手国が装備する銃器について、海上法執行機関としての標準的な装備から判断する(具体的には口径30mmは標準の範囲、76mmになると軍用)との見解が開発協力適正会議で示されましたが、今後、この「標準」を超えるものについては相手国の要望があっても日本として認めない、という理解でよいのでしょうか。
- (4) 機関砲の搭載が報告されたインドネシアへの巡視船支援については、船のサイズも変更されています。2022年4月の開発協力適正会議では中型の60m級と説明された<sup>7</sup>ものが、2024年6月の同会議での報告資料(注2)では大型の80メートル級になっています。2022年4月の外務省の説明では、供与の相手であるインドネシア海上保安機関BAKAMLAが「既に110m級の船とか80m級の船とか48m級の船は持っている」なかで「ちょうど60mというものが足りなくて、それは日本だったら造ることができる。そうやって口説かれた」<sup>8</sup>と植野国際協力局長(当時)が経緯を述べています。つまり60m級の船だから支援する必要があるとの説明でした。それが、結果として80m級の巡視船に変更されたのは、どのような理由でしょうか。また、船体の大型化と機関砲の搭載あるいはそのサイズ(口径)には関係性があるのでしょうか。
- (5) ODAで各国に巡視船、警備艇等の船艇を支援してきた一方、2023年度に導入された「政府安全保障能力強化支援(OSA)」では、これまでにフィジー、マレーシア、バングラデシュ、インドネシア、フィリピンに対して警備艇、救難艇、複合艇、高速警備艇の供与が決定しています。「警備艇」という同じ呼称の船艇がODAとOSAという別のスキームで支援されることで分かりにくさが生じていると思われるのですが、ODA支援の「警備艇」とOSA支援の「警備艇」の間に、あるいはODA支援の船艇全般とOSA支援の船艇全般との間に、具体的な仕様や装備の差があるのでしょうか。あるいは、搭載可能な銃器についての差はあるのでしょうか。
- (6) ODAとOSAとの船艇支援の目的について、外務省ウェブサイトに掲載されている複数の案件情報を見たところ、ODAでの支援は主に海上保安機関を対象として海上法執行や海難救助能力の向上を目的とし、OSAは海軍を対象に警戒監視や災害対処能力向上を目的としています。しかし案件によっては、海上法執行(海上保安)の活動として「哨戒」「監視」が示される<sup>9</sup>など、ODAの海上法執行とOSAの警戒監視の活動の間に明確な境界線を見出すことはできません。また、

<sup>7</sup> 2022年4月26日 第62回開発協力適正会議 案件リスト インドネシア海上保安能力強化計画  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100333225.pdf>

<sup>8</sup> 2022年4月26日 第62回開発協力適正会議 議事録25~26ページ  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100353487.pdf>

<sup>9</sup> 例えば、2022年ジブチへの「海上保安能力向上(巡視艇支援)」に関して、外務省ウェブサイトによれば、支援対象のジブチ沿岸警備隊は「哨戒体制の強化」を目指している。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1\\_001193.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001193.html)

また、2023年ベトナムへの「水上保安能力強化計画(警備艇支援)」では、期待される開発効果として「内水域の監視活動が増強」が挙げられている。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100492713.pdf>

海難救助、災害対処、海賊事案などへの対応能力向上はODA、OSA共通の目的になっています。その点を踏まえて、例えばある国の海上保安・警戒監視・災害対処などの能力を高める時に、海上保安機関への支援と海軍への支援のどちらが適切なのかといった点は、外務省の中で検討がなされているのでしょうか。検討をしているのなら、案件形成のどのような段階において、どの担当課が行っているのでしょうか。

- (7) 具体例を挙げれば、日本はベトナム、フィリピンの海上保安機関に対して船艇の支援だけでなく海上保安庁とも連携した能力構築支援をODAで長期にわたり行ってきました。インドネシアの海上保安機関BAKAMLAは2014年に設立された比較的新しい機関ですが、日本は「できるだけ早く能力向上を後押ししていくことが、この海域及び先ほども申しましたとおり我が国のシーレーンという位置づけを含めまして、この海域の安全向上のために極めて重要と考えています」<sup>10</sup>という立場で巡視船支援などを行って来ました。こうした従来からの経緯、実績があるにも関わらず、フィリピン、インドネシアに対して2024年度はODAでの海上保安機関への支援ではなくOSAでの海軍支援を行うのはどのような理由からでしょうか。

- 氏名：今井高樹
- 役職：調査研究・政策提言担当
- 所属団体：(特活)日本国際ボランティアセンター(JVC)

以上